

## 第 1 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成31年2月8日(木) 午後2時35分			
開催場所	湯梨浜町役場 第5会議室			
出席委員(9名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員		7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	
欠席委員(3名)	6番 蔵本 孝広 委員	9番 山本 壽孝 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第50号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第51号議案 農用地利用集積計画の決定について 第52号議案 農用地利用配分計画の策定について 第53号議案 農業振興地域整備計画の変更について 第54号議案 地籍調査事業に伴う地目変更について 第55号議案 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインについて 第56号議案 農業委員会委員の辞任同意について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			





事業内容は、工場移転・新築に伴う従業員駐車場として138台分を増設するものであります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書は添付されています。隣接耕作者は大字 門田——と同じ●●さんですので、同意済みでございます。

頁をめくって頂き3-1頁が航空写真による位置図です。赤色で表示している申請地と南側の工場建屋との間は、写真が古いので田になっていますが、現況は駐車場となっております。

それから別添の資料1、1頁目が現地写真です。頁をめくって頂き2頁目が公図。3頁目が土地利用計画図。4頁目が新工場建設を含めた全体事業の配置計画図。5頁目が南北方向の縦断面図。左側が、今ある駐車場で、右側が民家の方と云う事になります。6頁7頁8頁が横断面図として、図面の左側が幅の広い水路、川ですね。それから右側がJR・県道側となります。9頁と10頁がL型擁壁の展開図であります。9頁の上側が排水路側。川の方側の擁壁。その下が、県道の方側にある用水の水路側の擁壁であります。線がですね、赤い線で上側2本出ておりますけれども。一番上がL型擁壁の天端で、そのすぐ下の2本目の線、破線になっておりますけれども、こちらの方が駐車場の舗装面がその位置になると云う事になります。駐車場の舗装面よりもL型擁壁の方が高くなって、ぐるりを囲っている様な形ですね。で、10頁目が民家側のL型擁壁の展開図であります。こちらと同じ様に駐車場、舗装面よりもL型擁壁の天端の方が高いと云う物であります。で、11頁と12頁がコンクリート構造物の構造図。角フリュームですとか柵、あるいはL型擁壁、それから横断用の自由勾配側溝と云う物になります。そして最後13頁目が申請地周辺の用排水の関係図でございます。青色矢印を用水で図示しておりますし、赤色の矢印は排水を図示しております。なお申請地につきましては、図面の用地の右上の所になるんですけども、ここに駐車場の水が最終的に集まりまして、そこから川に排出をすると云う計画となっております。

申請地は平均盛土高0.8mで造成し、周囲三方をL型擁壁で囲み、雨水は申請地の北側と西側に設置する側溝を経由して西隣りの川へ排出する計画です。

以上、申請につきましては周辺への土砂流出の恐れは無く、周囲に農地も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。

はい、それでは議案第50号につきましての事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認

議長

	<p>山上委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>の報告であります。8番山上委員にお願いを致します。</p> <p>はい。本日11時半に長谷川会長、清水委員、尾川推進委員、事務局2名と私とで、合計6名で現地を確認して参りました。現地の状況は家側の1枚の田んぼ、大字 門田——ですが。こちらの水田だけが耕作がしてあり、残りは休耕田になっていると云う状況でございました。転用計画については周りにもL型擁壁がしてありますし、土砂の流出の恐れはなく、北側と西側に雨水排水の側溝が準備されており、北西に向かって傾斜がついており、雨水の問題はないと考えます。以上を持ちまして、周辺の農地はないんですけども、周りに与える支障もないですので、この転用計画を認めることについては問題ないと考えております。以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様です。現地確認の報告が終わりました。ただ今から議案第50号についての質疑に入ります。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>どうぞ。中村委員どうぞ。</p> <p>大きな駐車場の出入り口と云ったらどこになるんですか。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>別添資料1の3頁目を開いて頂けますでしょうか。図面は下側に赤い字で進入路、幅Wが5.0m。ここが駐車場への進入路になります。で、議案本冊の3-1をご覧頂けますでしょうか。それと見比べて頂きますと、丁度建物と建物との間に真砂土で空いた場所があります。この度の申請地の東隣、県道側の方に。そこを通用口として使う様になると云う事で。実質的には、その用地は株式会社●●が地主さんから借りて、出入り口として利用すると云う事で。もう了解を得られていると云う事で。</p> <p>これ、橋が架かるの。L型の擁壁をずーっと作るように言われたけども。橋が掛かる訳ですか。</p> <p>はい、説明をしてください。</p> <p>説明をさせていただきます。その進入路の部分につきましては、丁度30cm位のコンクリートの水路が入っているものですから、そこに自由勾配側溝と申しまして。上に蓋が出来る様な構造の、ボックス状態の、別添資料12頁の左下の部材になるんですけども。こうやって重たい物が載っても大丈夫な、そう云うタイプの側溝がそこに入ります。と云うものであります。</p> <p>良いですか、中村委員。</p>
--	---	--

	<p>中村委員 議長 徳岡推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長 横川委員 議長 横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>横川委員 事務局 横川委員 山本正義推進委員 議長 山本正義推進委員</p> <p>議長</p>	<p>良いです。</p> <p>はい、その他に質疑はございますか。はい。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>これの、完成は何時に。</p> <p>はい、お願いします。</p> <p>工期がですね、4月から工事に掛かることになります。で、駐車場自体は7月末までで完成と云うことが、工程表の中で示されております。なお参考に、工場の方の建屋もございますけれども。工場建屋の方は、その駐車場が出来上がってから工事が開始になって、来年1月末で工場建屋も出来上がると云う、そう云う計画になっております。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、その他ございますか。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ、横川委員</p> <p>3頁のね、進入路が描いてあるものですけど。そこの所の山側の方はどうなっています。排水路の方側ですけど。</p> <p>どうぞ、説明を。</p> <p>水路と云うよりは川になってるんですよ。川になって広い所なので、田んぼを耕作する用に橋が架かってた状態なんですけども、それはもう使わない状態になります。排水につきましては、十分駐車場から出る水が吐ける、そう云う大きな水路ですので。水路と云うか川ですので。</p> <p>道があるとかそんなのではなくて、ただ単なる排水の川があると。</p> <p>川があって、その山際に町道があります。</p> <p>はい、良いです。すみません。</p> <p>ちょっと。</p> <p>どうぞ。山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>この資料の1番のあれだけど。田んぼを埋め立てるんだけど、下手の田の水路には影響はないだろうな。今この写真を見ると。</p> <p>はい。説明をしてください。</p>
--	---	---

<p>議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>今の話は、現場の写真、左側に用水路があります。その部分については、水路を控えた上でL型擁壁が入りますので。その水路は進入路の所のボックスカルバート。出入りの為のやつを設置するのみで、それ以外はいじりませんから。その下手までずーっと、田んぼ利用の用水が流れるんですけども、こちらには支障は出ない。関わりは全く無いと云う事になります。</p>
	<p>議長</p>	<p>良いですか。はい。その他にございますか。その他に無いかな。それでは質疑は無いと云う事で認め、質疑をこれで終結し採決を行います。議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定でございます。原案どおり可とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定につきましては、これを原案のとおり決定を致します。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>続きまして、議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定」につきまして、これを議題と致しますが、この議案につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議事参与の制限がございます。従いまして、この議案につきましては農業委員会等に関する法律に基づきまして議事参与の制限がございますので、番号ですね、12 番、それから 15 番。ややこしいですけれども番号 1 番から 11 番。それから 13、14。16 から 25。この二つをですね、分割して質疑を行いたいと云う風に思います。このことについてご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。無い様でございますので、それでは農用地利用集積計画の内、利用権設定の番号 1 から 11、13 から 14、16 から 25 について審議を行います。事務局の説明をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 51 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 31 年 2 月 15 日です。</p> <p>(資料は 4-1 頁から 4-4 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表でございます。関係戸数は 借り人 14、貸し人 23 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 8 件で 12,293 ㎡、3 年以上 6 年未満が 10 件で 22,040 ㎡、6 年以上 10 年未満が 7 件で 13,885 ㎡、所有権移転が 1 件で、2,354 ㎡で</p>	

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局 議長 徳岡推進委員 議長</p>	<p>ございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 43,698 m<sup>2</sup>、樹園地として利用が 4,298 m<sup>2</sup>、普通畑として利用が 2,576 m<sup>2</sup>で利用権設定面積率は 0.386%です。</p> <p>詳細については次の頁 4-2 から 4-4 頁までの各筆明細となりますけども、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、今申しました番号 12 番と 15 番を除いた分。この分につきましてですね、各筆明細をご覧頂きましてお尋ねの件がございましたら、どうぞ発言をしてください。それでは暫く時間を取ります。</p> <p>はい、よろしいですか。それでは、質疑はございませんか。</p> <p>はい。</p> <p>徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>4-4 の 25 番ですけども、これの所有権移転と云う事で買われたと云う事ですか。貸借でも無いし。期間も無いと云う事で。買い取ったと云う事。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>詳細を説明をさせていただきますと、先々月 12 月の定例総会の時に利用集積計画で、ここの土地ですね。大字光吉の土地について、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が地主さんから買うと云う議題をご承認を頂いております。それで、1 月末日で所有権が移転と云う事になっております。で、それを受けて今度は、担い手の人への売り渡しと云う計画が上がって来たものと云う事になります。ですから今は、持ち主がもう既に担い手育成機構が中間保有をしている。そこから売渡しをすると云うものです。</p> <p>ちなみに如何ほどで。</p> <p>全体で●●万円です。</p> <p>徳岡推進委員、良いですか。</p> <p>はい。解りました。</p> <p>その他ございませんか。無い様でございますので、今審議しております番号につきまして、質疑は終結致します。そして採決を行います。番号 1 から 11、そして 13, 14、番号 16 から 25。こ</p>
--	--	--

	<p>土井委員 議長 土井委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>土井委員 議長 中村委員</p>	<p>の分につきまして、原案を可とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員が挙手でございます。よって番号1から11、そして13,14、16から25については、原案どおり決定を致します。</p> <p>次に農用地利用集積計画の意見決定の内、12番と15番を議題と致します。この議案につきましては山上委員と山本正義推進委員に関する事項がございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によりまして、議事に参画できませんので、この議案の審議が終了するまで退席をお願い致します。</p> <p>(山上委員、山本正義推進委員 退席)</p> <p>番号12番と15番の案件につきまして、ただ今より審議を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑が無い様でございますので。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。土井委員、どうぞ発言してください。</p> <p>15番ですけど。前回出ていた案件の所でしょ。1年と云わず2年3年と。でないとも毎年更新しないとイケない。よろしくとお伝え願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ発言してください。</p> <p>農家相談の時に出ていた農地と云う事で、そのとおりでありまして。中村委員の方が骨折ってくださって。先ずは地権者の方と色々お話し合いをして、骨折って頂いて。残念ながらと云う事で、総会の中で報告された後にですね、山本推進委員の方が引き受けると云う事で話がまとまって。当初は3年だったんですけども、ただ事情があって様子を見ながらにしようかと云う事で切り替わったものですから、1年と云う事でありまして。無理も申せませんので。無理なところを無理して向かって頂いていると云う事で、それ以上の無理も言えないと云う事で、良いじゃないですかと云う事になった様ですのでご了解ください。</p> <p>取り敢えずは1年毎かなと云う事。</p> <p>この事について、中村委員の方から補足ございますか。</p> <p>良いです。そのままです。</p>
--	---	--

<p>議案第 52 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長 土井委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>じゃあ土井委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。それではその他ございますか。無い様でございますので、それでは採決を行います。番号 12 番と 15 番につきまして、原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、12 番と 15 番は原案どおりこれを認めることと決定致します。それでは入って頂きます。</p> <p>(山上委員、山本正義推進委員 着席)</p> <p>それでは議案第 52 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 52 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 2)</p> <p>お手元配布の資料 2 の農用地利用配分計画案をご覧頂きたいと思います。頁をめくって頂き、各筆明細です。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受けるもの 宮内●●。土地の所在は 記載のと通りの 2 件で、面積合計が 1,172 ㎡、4 年 10 か月の使用貸借による水稻栽培です。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。はい、質疑は無い様でございますので、それでは質疑を終結致し、これを採決致します。議案第 52 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方でございますので、議案第 52 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、これを可と決定致します。</p>
<p>議案第 53 号 農業振興地域整備計画の変更</p>	<p>(議長)</p>	<p>続きまして議案第 53 号「農業振興地域整備計画の変更について」を審議します。説明をお願いします。</p>



	<p>土井委員 議長 土井委員 議長 山本正義推進委員 土井委員 議長 中村委員  議長 事務局          中村委員 事務局 中村委員 議長  事務局 議長</p>	<p>私も関係ありますので。多分これは事務所の土地だろうと。そうだろうな。</p> <p>地番番号だろうと思います、事務所の。だから舎人支所の二階。あそこが事務所になってるから。</p> <p>あれが事務所になってる。</p> <p>以上です。</p> <p>その他に質疑はございますか。どうぞ中村委員。どうぞ。</p> <p>あの、これ 13,196 の面積の中の 8,000 を植林すると云う事ですよ。地目変更すると云う事ですよ。これ、番地変えなくても出来るんですか。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>流れから行くと、農業振興地域農用地と云う指定が今、筆で掛かっているんですけども。これを外すことにつきましては、筆単位じゃないとまず出来ない。普通に考えてそうだろうなと云う風に受け止めて頂けるかと思います。農振から外すのは筆単位じゃないといけないんですけども。農地転用につきましては、これこれの一部分と云う農地転用の方法がございますので。農振農用地が外れる見込みとなってから、農地転用の、植林転用の申請が出て参りますけれども。その際には、この筆の一部と云う事で。この 13,000 ㎡の内、8,000 ㎡と云う転用申請が出て参ります。そう云うのが、転用ではできる事になっております。一応面積の分かる求積図と云う物を添付したうえで申請があれば、分筆がなされていない状態であっても、それは受付が可能であり県も許可を出す事が出来ますので。ですから一筆丸々ではなくても、分筆をしてもなくてもこれはOK、転用についてはOKと云う事です。</p> <p>小さい面積でも可能なんですね。</p> <p>はい。</p> <p>はい。</p> <p>ちょっと確認するけれども。それじゃあ分筆線を入れなくても、幾らの内幾らと云う事で転用は出来る。</p> <p>転用は出来ます。</p> <p>法務局の方は。</p>
--	--	---

	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>法務局は別です。</p> <p>転用は法務局も関係するが。</p> <p>転用は県の許可です。行為は県の許可。で、これを登記するかどうかと云うのは、また別の話になります。登記につきましては、分筆をしないと山林としての登記は出来ません。あくまで畑は畑、山林は山林。地目に対して、現況の地目に対してどうなのかと云う事で、法務局はしますので、分筆をしない限りは畑の登記地目は変わることはないです。全体が荒れない限りは。</p> <p>となると、県と法務局の間に整合性と云うのがちょっと薄れて来るじゃないか。分筆を入れなくても許可になる。転用許可。県は転用が出来ると云う扱い。法務局は、それはどう云う風に。そのあたりは。どうぞ、中村委員どうぞ。</p> <p>私何時も疑問に思ってるんですけどもね。果樹園、きれいに。ホントできれいに棚を取ってね。きれいにされる方あるんですよ。それで木を植えたら、抜けと云う話、出しますよね。そうした時に一坪ね、畑で残してて。それ植林しますよと云う事は可能なんですよ、今の話だと。</p> <p>はい、関連した質問。</p> <p>許可を得て植林する分は可能ですけども。許可を受けなくて植えちゃうのは、これは無断転用ですから、それはダメですよ。今の話は許可を得ての話が前提ですので、それは有りなんですよ。一坪ほど、例えば梨の木残したりとか、雑事畑として置いておきたいけども後は植林をしたい。と云うのは、そう云う転用行為は良くある話ですから。この筆の内一部と云う事で転用申請を出して、それで許可を得てやるって云うのは有であります。で、実はあの、自分の頭の中で思っているのは、農業委員会サイド、農業関係で行くと転用行為。まあ県の許可と云うのがありますよね。それから登記所、法務局ではやはり現況の地目に基づいて、一筆は同じ地目でないといけないと云うこともありますし。或いは課税の、固定資産税の立場からすると、登記上の地目が何であれ、その土地がどうなっているかについて、宅地並みに課税をしたりだとか。或いは原野なり何なりと云う風に捉えて、税金をその様に掛けたりと云う。セクションによって、立場立場によって、それぞれの見方と云うのがある訳なんですよ。それで、この間ちょっと法改正がありまして。温室ですよ。温室とかでコンクリート張りをして、立派なこしらえの温室が出来て。と云う物については、以前は農地転用をしたうえで、農地じゃないものとして手続きをしなくちゃいけなかったんですけども。そう云ったコンクリート張りが出来た温室についても、農地と</p>
--	---	---

	<p>議長 中村委員 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長</p>	<p>して見做しますよと云う事で、法が変わりました。そうなると、多分法務局からすると、そう云う状態だったら宅地として見做されることになろうかと思えますけれども。農業サイドでは、それはあくまで農地ですよと云う事になりますし。そうなると恐らく課税部門の方でも、そこは農地として見做さないといけないでしょうね。まあ、そう云う意味では、地目としてはやはり畑としての地目のまま残る話しになりますのでね。ちょっとね、場合場合で色んな考え方があるんで。一口に、こうですよと云う言い方がなかなか難しい面があります。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今回の大字北福のこの件は、8,000 m<sup>2</sup>は園地としての税金が掛かるんですよね。</p> <p>はいどうぞ、説明してください。</p> <p>固定資産税の方の担当の考え方はちょっと、申し訳ないです。分からないですけども。少なくとも県は、内8,000 m<sup>2</sup>の植林転用の許可と云うものを出して。そしたら、許可が出れば、農事組合法人●●は、その所にシイタケの原木としてクヌギを植える予定であります。少なくとも課税部門も、木が大きくなるまでは山林としての地目は見做しませんから、法務局もそうなんですけれども。木は植えてすぐは、山林としては見做さないの。何年か経って、ある程度の成木、成長した木にならないと、山林としての地目変更は出来ませんので。その時点になって固定資産税の担当の方がどう見るかって云うのはね、ちょっと分からないですね。</p> <p>ちょっと今、問題からちょっとずれてると思うんだけど。そのハウスの方もね、法改正があったと云う事で、まあ話題に取り込んだと思うけども。ちょっと話がずれてて。例えば今、農事組合法人●●の喫緊の課題は、今非農地化してると。そこを何とか。建議でも謳ってる様に。何とか非農地化に持って行きたい。整合性を取るために。となると、やはり分筆を入れて、それから法務局の方へ。恐らくは出来ないだろうけども。何とか非農地としての、山林なら山林としての登記をしたいと云うのが本心があるはずだよな。それを、今のこの議案の中では、例えば13,000あって8,000が山林としてやりますと。後の5,000は、それは置いておきますと云う事であれば、8,000も、その残った5,000も13,000一括りと云うのは農地として残る訳だな。ずーっと。</p> <p>そうです。</p> <p>そしたら、そのあたりはどう云う風な。例えば湯梨浜町の農地台帳とか、そう云った風な捉え方はどう云う風な扱いになるのかな。</p>
--	---	--

	<p>事務局 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長 土井委員 議長</p> <p>中村委員 議長 中村委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>農地台帳としては、やっぱり 13,000 m<sup>2</sup>の農地と云う形で残って参ります。あくまでも。</p> <p>と云う事で、土井委員そう云う事の流れみたいだけでも。これは農事組合法人●●の方はかなり関心を持っておられる問題だから、昔から。このことについては。今そう云う対応しかできないと云う事か。現状では。</p> <p>そうです。分筆は、基本的には地権者と云うか、所有者の方が行うべきものになるので、それをやられない限りは、勝手に線は入らないものですから、やっぱり 13,000 m<sup>2</sup>の一筆のままになります。</p> <p>農地として残る訳だ。そのまま。</p> <p>分筆すれば費用が掛かるし。</p> <p>費用が掛かるし。それで町の方にも、何とか面倒を見てもらえないかと建議の方にも出してるけど。まあ、そうは。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>私の果樹園でも、結構急傾斜の果樹園、2反近く作っているんですけども。下の方にみかん2、3本植えてね、それだけ残して後を森林にすると云うのは、植林すると云うのは可能なんですかね。これはまあ、例え話なんですけども。結局やはり果樹園を片付けて、きれいにして、早急に木を植えたりする人が結構ありましてね。さっきの話じゃないけれども、分筆をしたら結構どうのこうのと云う問題なしに出来るのであればね。比較的早く、草が生えるまでに植林できるのかなと思ってね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ。合法的な説明を。</p> <p>あの、今お話伺って。尤もなお話だなど、やりたい方向性について。ただ、まずそこが農振農用地であるかどうかと云う事が。まず一番大きな問題がありまして。農振農用地と云う事で指定をされているものであれば、指定を外してもらう手続きを産業振興課にしてもらわねばなりません。で、これが数か月期間を要するものですので、まずは先にそっちの方を。農振農用地から外す手続きを進めて頂いて。それがもう決定する見込みが出た段階で、初めて農地転用の方をね、して頂く事になりますけども。大字北福の、このお話をしましたとおりに、転用は部分で出来ます</p>
--	--	--

	<p>議長 中村委員 議長 中村委員</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>中村委員 事務局 議長 事務局 中村委員</p>	<p>ので。急傾斜部分だけに植林をして、下の平らな所は、例えばみかんとかを残したうえでの植林計画と云う転用申請を出されれば、それで結構です。ただ将来的にですね、木が大きくなる頃に「みかんの木もどうするんだ。どうせなら全部山にしておこうか。」と云う話であれば、それはその時に、それに見合った様な手続を進めれば問題無いんじゃないかなと思います。</p> <p>良いですか。分かりました。</p> <p>はい。良いです。</p> <p>ホント。</p> <p>いやいや、結構ね。そう云う問題、直面しますんでね。しっかりした人はやっぱり自分で木を切ってね、きれいにしてね。始末される方があるんでね。その人がどう云う具合に動いたら良いかと云うのがね。聞かれた時に助言としてそう云う事が話も出来るのかなと。</p> <p>それで今、局長の説明もこうだけでも。正当論とすればね、ガバッと山林転用して。通るべき道を通って、転用申請をして。地目は山林であっても大根作っても良いから。はっきり言って。みかんを植えても良い。ただ、そこが農地であれば木は植えてはいけない。これは反対の場合はいけない。むしろ反対からして行けば。山林に一度落とすと。それから、ちょっと大根や菜っ葉を作りたいと云えば、その辺だけちょっと。山林は農地作っても良いから。縛りが無いから。そっちの考えで行けば。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>ですから、会長の仰るのは、こう云う地形の、取り敢えずこの所だけ植林してと云う話で中村委員仰られましたけれども。計画としては全体を、一筆全部を植林すると云う計画の下に。だけでも、今みかんが植わっている様な所は荒くしか木を植えませんよと。そう云う風な計画にしておかれて、転用申請をされれば。と云う話なんですよ。</p> <p>では、みかんの木はそのまま残してもと云う事ですか。</p> <p>切る必要は全くございませんのでね。</p> <p>ただ転用はしなくちゃいけない。転用申請だけは。</p> <p>そう云う方法論もあるにはあるんです。それは、それぞれの事情に応じて。</p> <p>色んなケースがあるんでね。</p>
--	--	--

<p>議案第 54 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>事務局 議長</p> <p>土海委員 議長</p> <p>土海委員 事務局</p> <p>土海委員 事務局</p> <p>土海委員 議長</p> <p>土海委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>と云う事で、ケースバイケースと云う事になります。</p> <p>ま、今の話は皆さん結構関心があった話ではないかと思いますが。だからちょっと皆さんに注意を持ってもらう様に。場を持ちましたけども。はい。その他に。その他にございますか。</p> <p>ちょっと。もう一度聞かせてください。</p> <p>どうぞ。</p> <p>6-1 の北福側はどっちになるかと云うこと。方向だけ聞かせて。</p> <p>こうするとね、山が尾根みたいな所になります。北福の集落はこの辺です。県道がこの辺通ってます。ずーっと上がって来て上がって来て来ると云う感じで。</p> <p>下側が鉢伏だな。</p> <p>ま、この図面だと上が北なので。とにかく舎人とか県道はこっちの方側で。ずーっと上がって来て、こう云う風な格好で来ると。こちらに行くとは鉢伏に行く。鉄塔の方に行く。</p> <p>分かりました。</p> <p>良いですか。</p> <p>見るのに何だか分からないので。はい。</p> <p>その他ありますか。良いですか。はい。それでは質疑も出尽した様でございますので、質疑は終結致します。採決を行います。議案第 53 号「農業振興地域整備計画の変更」に対する意見決定でございますが、これを可とすることを認める方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 53 号「農業振興地域整備計画の変更」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 54 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」の意見決定を行います。説明をお願いします。</p> <p>議案第 54 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」説明します。次のとおり、地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものがあります。</p> <p>(資料は別添資料 3)</p> <p>資料の方は、資料 3 としておりますけれども。資料 3 はまず資料 3 附属図、それから資料 3-1</p>
--	---	--

から 3-10 までございます。最初に資料 3 附属図の方をご覧頂けますでしょうか。図面ですね。図面を見て頂いた方が、まずは説明がし易いものですから。一番最初、大字引地と云う風に、引地の所を抜き出しております。黄色く塗っております所が、農地から非農地として地目が変わる場所になります。1 頁目には無いんですけども、青い色が出て来る所があるんですけども、それは非農地から農地になる所になります。で、大字引地、一枚頁をめくって頂きますと、航空写真の方に該当する箇所に赤枠を設けております。引地集落の南側の山林部分。山林原野に、今変わってしまっている所が対象農地なんですけれども。赤枠で囲ってる所がそう云う事で。それに対応するものが、資料 3-1 が農地から非農地と云うものの一覧になります。よろしいでしょうか。

続いて、頁を打って無いんですけども、頁をめくって頂くと、今度は大字小鹿谷。小鹿谷。黄色い所が農地から非農地。青い所が非農地から農地になる所です。航空写真の位置図をご覧頂きますと。すみません、これ、右側が北になります。この航空写真の上は西側になります。そう云う場所、小鹿谷集落の谷をずーっと奥に入った方で、砂防堰堤とかのある方になるんですけども。そこの谷になるんですけども。そう云った所ですね。で、小鹿谷に対応するのが、農地から非農地に対応するのが、資料 3-2 が農地から非農地。非農地から農地と云うのが、資料 3-3 に該当します。

続いて大字羽衣石でございます。大字羽衣石。農地から非農地と云う事で、該当箇所が三筆ほどありますけれども。頁をめくって頂いて、航空写真による位置図であります。羽衣石の集落から、倉本推進委員の農地の谷筋ですね。そこの奥をずーっと行った方の、どん詰まりに近い様な所がこの度の非農地で出ている所になります。資料が、3-4 がこれの明細と云う事になります。

図面の方、めくって頂きますと今度は大字田畑、高辻、川上。これは水色っぽく見えている所が農地から非農地になる所。黄色になっている所が、非農地から農地と云う場所でございます。で、航空写真を見て頂けますでしょうか。赤い色で囲っている所が農地から非農地。青い色が非農地から農地と云う事で。まあ、山林を開墾して果樹園にされた様な所で、地目がそのまま、山林や原野のままになっている所について、この地籍調査に合わせて地目を畑に変えると云う様な形のものなんですけれども。その明細につきましては、資料 3-5 が田畑の農地から非農地。それから 3-6 が田畑の非農地から農地。それと資料 3-7 が、大字高辻の農地から非農地になる所。3-8 が非農地から農地になる所の一覧。



	<p>議長</p> <p>山田推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>させて頂いております。その事も含めて、皆様のご審議をお願い致します。以上であります。</p> <p>はい。太陽光発電に関するガイドラインの件でございますが、皆さんの方から質疑を賜りたいと思います。質疑はございますか。よくよくご理解して頂けましたでしょうか。</p> <p>それで今、局長の方から説明がございました、4月の1日からの施行と。まあ、これが区切りが良いのではないかと思います。それも一つの案ではないかと思いますけども。それも含めて、どうぞ、質疑を行います。</p> <p>既存の分。これは新しくできた分で。</p> <p>はい、説明を。</p> <p>説明をさせて頂きます。既存の分につきましては、許可がおりて施工がされてしまっていますので、これ以上言う事は出来ません。ここに今、提案をさせて頂いておりますのは、これから計画が上がって来て転用申請を求めているものに対してのガイドラインと云う事になりますので、これからの話。もちろん、これまで出来たものについて様々なご意見はあろうかと思えますけれども。出来ちゃったものについて云々が、残念ながら農業委員会としては、農地に関しての支障があった場合にのみ関与が可能ですので。そこは止むを得ないところで。これから申請が上がって来るものに対してのガイドラインと云う事で、ご理解を頂きたいと思えます。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>今ね、ガイドラインの件なんですけども。</p> <p>どうぞ。</p> <p>この印刷物、3枚ありますね。これを策定する訳でしょ。今までこれが無かったから策定する訳でしょ。これのね、1,2,3それから様式。どうかと云う事ですね。</p> <p>ちょっと。何なら朗読しても良いよ。</p> <p>それではろうどくさせて頂きます。</p> <p>(事務局「農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」朗読)</p> <p>と云う内容でありまして。これは北栄町のガイドラインを下敷きに、ほとんど変える事無く、内容をそのままで作らせて頂いております。で、2頁目が様式第1号。これが太陽光発電設備の設置に係る誓約書でございます。ちょっと、この内容も朗読させて頂きます。</p> <p>(事務局「農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン 様式第1号」朗読)</p>
--	---	---

	<p>議長</p> <p>尾川推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>と云う内容の誓約書であります。3頁目が、これが太陽光発電設備の設置に係る同意書。そう云った事で、設置の内容について十分な説明を行った上で関係者に同意を取ると云う内容のものとなっております。以上でございます。</p> <p>はい。以上で説明を終わります。この件につきましてははですね、先般の総会でも申し上げましたが、鳥取県中部の、いわゆる隣接同士の町村がございますけれども。やはりこう云った事は必要ではないかと云う風な事で。会長それから局長、両方の会合においてですね、認識をしております。そう云った事で、とりあえず早めに向かった北栄町さん。北栄町さんの資料もこうやって頂戴しながら、参考にさせて頂きながら。やはりこれは湯梨浜でも取り組むべきだと云う風な事で、皆様に提案でございます。皆さんの方からご意見はございますか。はいどうぞ。尾川推進委員どうぞ。</p> <p>この様式の3番の所の、「私の責任で速やかに発電設備を撤去致します。」と云う事になっているんですけど。例えば自己破産なり、何かして、撤去費用が出せないだとか。そう云う形になっていけば、法的な何かが出来るとでしょうか。やはりこれって、はっきり言ってリサイクルと言うか。ちょっと、環境に悪い物も含まれていると云う物も聞いてますので。ちょっとそここのところを、法的な何かの、強制的に出来る様な形があるのかなと云うのをちょっと。</p> <p>はい。法的な面との絡みを。じゃあ、説明してください。</p> <p>今お話があったのは、2頁目の誓約書の3番ですね。「事業を終了する場合は、私の責任で速やかに発電設備撤去します。」と云う制約は良いんですけども、事業者自体が破産しちゃったりして、物だけ残ってお金も無いし撤去も出来ない様になっちゃた時にどうするの。と云う話であるんですが。法律的なものにつきましては、私の知り得る限り、そう云った公的支援と云うのは無い様に思われます。で、太陽光パネル自体の処理方法が、明確にリサイクルの方法が定まって無いと云う風にも聞き及んでおりまして。大規模な太陽光発電設備につきましては、鳥取県農業会議の常設諮問委員会の中での審議では、撤去費用も裏付けを提出した上で計画を申請しなさいと云う様な指導が。まあ、どこまでちゃんとなっているか知りませんが。審議の中ではそう云う事に言及されております。撤去費用がちゃんと準備出来ているか。或いは、その稼働年数の中で確保出来る様な計画になっているかどうかと云うあたりも、それこそ審査対象になっている様な状況ではあるんですけども。小規模な物につきましては、当然に農業委員会の審議と、後、県の許</p>
--	---	---



	<p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>土井委員 議長</p>	<p>事業を進めてくださいよ」って云う事を求めるガイドラインになっております。逆に「このガイドラインがあるから認めない」って云う事も言えませんので。そう云った拘束力は、どの法にも裏付けられるものはありませんので。農業委員会としては、そう云った公権力の行使と云ったものは、権限はございませんので、あくまでお願いとしてのガイドラインと云う位置づけであると云う事をご理解頂きたいと思えます。</p> <p>その他にございますか。あくまでもガイドラインとして捉えて頂きたいと云う事です。はい。土井委員どうぞ。</p> <p>おおよそ分かりましたが、これはまた予行で、風車の事も。まあ、これとは別問題で同じ様な文章を考えられてはと思えますし。後、様式第1号の方の、1の2列目。設置場所は「農地に隣接している」とありますが。ドリフトの農薬が飛んで行ったりとありますが。「農地に隣接」と云うのが要るんだろうか。ま、台風で物が飛んで行ったりと、考えればきりが無いけど。</p> <p>じゃあ説明してください。</p> <p>隣接と云う事がポイントで、農地に直接接して無かったら、あーだこうだ、農業委員会は言えないんですよ。一つ間を挟んでだったら、「いや、農地として関わりは無いでしょ」と云う話になってしまうので。先ほども申しました様に、何の権限も権力も、この太陽光発電については無いです。単純にあるのは、農地転用の、ほんのその範囲だけでありますので。「隣接してない農地だったら関係のか」と云うところにつきましては、その設置場所自治会と云う括りの中で、調整を図ってもらうしかないと云う考え方なんです。残念ながら。少なくとも隣り合えば、「農地にも関係があるから、そこは言う事を聞いてくれ」と云う話は出来るんですけども。そうじゃなくて農地と接していなくて、ちょっと離れていると云う事になると、それ以上は言う権限自体がございません。残念ながら。</p> <p>はい。</p> <p>まあ、もう一度もとに帰って頂きまして。ガイドラインの件でございますけれども。この太陽光発電に関して、今まで無策であったと云う事の反省から踏まえて、ガイドラインを作ろうじゃないかと。取り敢えず。それから細かいところの文言。ここはあーだこうだと云う事は確かにあるかも知れないです。確かに不足なところがあるかも知れない。これは北栄町作成した案でございます。それを参考にしております。これからはやはり、技術革新とか。太陽光の技術の発展</p>
--	--	--



<p>議案第 56 号 農業委員会委員の辞任同意について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p> <p>中村委員 議長 事務局</p>	<p>以上で議案第 55 号を終結致します。</p> <p>続きまして議案第 56 号「農業委員会委員の辞任同意について」を、このことにつきまして審議を行います。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 56 号「農業委員会委員の辞任同意について」説明します。次のとおり、辞任願が提出されたので、農業委員会等に関する法律第 13 条の規定による委員の辞任について、委員会の意見を求めるものです。</p> <p>委員氏名 山本壽孝、辞任願提出日 平成 31 年 2 月 7 日、辞任理由は一身上の都合です。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ただ今から皆さんの質疑を受けます。質疑はございますか。はい、中村委員どうぞ。</p> <p>山本壽孝委員の一身上の都合と云う事で、止められて、その後はどうなるんですか。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>はい。定数に対して、12 名の定数に対して 1 名欠員になる事になるんですね。欠員が出来るんですけども、その後どうするかと云う事なんですけれども。その点については、特に。何人欠員があったら補欠の委員を選んで決定しなさいと云う決め事と云うのはありません。無いものですから、以前の選挙制度を準用した農業委員会の委員さんの選挙の決定の際には、公職選挙法と云うのを準用してましたので。欠員が一定数以上。一定数以上の欠員があった場合には補欠選挙を行うと云う様な決めに準用しておりましたので。そう云った一定数と云う風な話を当てはめるしかないんですけども。そうすると 12 分の 1 欠員であっても、それは欠員のまま継続して行くと。走ると云う話になります。これが例えば後 2 人 3 人、何か不幸があって欠員が発生してしまった場合においては、皆さま方、農業委員会に応募あるいは推薦で手を挙げて頂きました様なやり方を再度行った上で、補欠の募集を行うと云う様な流れを取る事になるんですけども。そこまで人数が変動はありません。12 分の 1 ですから任期いっぱいまで欠員のまま走ると云う事になると云う事をご報告させていただきます。で、併せてですね。農業委員会等に関する法律第 13 条と云うのが、辞任をする際には町長と農業委員会の同意を得なさいよと云う事で、法律に定められておりますので。農業委員会のこの会で、辞任することについて同意の決定がなされれば、次には町長の方に決定事項を送りまして、町長の方が辞任について同意を決定した段階で初めて退</p>
--------------------------------------	--	--

<p>4 報告事項 報告事項 第 1 号 農地転用現況確認状況について</p> <p>報告事項 第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について</p>	<p>議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>任と云う事になると云うスケジュールになりますので、お伝えをしておきます。以上であります。</p> <p>今の中村委員の質問なんですけども、確かに戦力が落ちます。その事によって、私の気持ちとしては補充してほしいと云う気持ちはありますけども。まあ、法的な絡みもありますので。そのあたりは県の農業会議のとも確認しているか。</p> <p>確認しております。</p> <p>ま、こう云った事でございますので。今、局長が説明したとおりでございます。戦力が落ちますけれども、この状態で頑張ると云う風な事でございますので、ご理解をお願い致します。そう云う事で、その他に質問はございますか。ご意見ございますか。無い様でございましたら、これで質疑を終結致しまして採決を行います。議案第 56 号「農業委員会委員の辞任同意について」でございますが、これを原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、それでは議案第 56 号「農業委員会委員の辞任同意」につきましては、これを原案どおり決定することに致します。以上で議事を終結致します。</p> <p>それでは報告事項に入ります。この度の報告事項は、1 号 2 号とあります。一括して説明をお願い致します。</p> <p>報告事項第 1 号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類は農地法、通知者 貸人は、はわい長瀬●●、借人は、はわい長瀬●●。</p> <p>土地の表示 はわい長瀬——、地目は畑、面積 681 m<sup>2</sup>。合意の成立日は平成 30 年 12 月 31 日、土地の引き渡し日も同日 12 月 31 日であります。</p> <p>続いて、頁をめくって頂き。報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>（資料は 10-1 から 10-3 頁）</p> <p>番号 1 届出人 原●●。土地の表示 大字 原——、地目 畑、面積 1,799 m<sup>2</sup>の内、転用面積</p>
---	--	--

5 その他	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長)</p>	<p>33.75 m<sup>2</sup>、農業用倉庫を設置するものであります。経営耕地面積は125アールです。</p> <p>頁をめくって頂き10-1が航空写真による位置図でございまして、赤枠の中に赤く塗っている所に農業用倉庫が設置されると、されていると云う物であります。10-2が公図、10-3が農業用倉庫の平面図・立面図であります。以上です。</p> <p>はい。以上で報告事項、1号2号と終わりました。これは局長の方で専決処理を行っております。これは報告事項でございますので、ご了承頂く訳でございますが、もしお尋ねがございましたらどうぞ。</p> <p>はい。</p> <p>徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>あの、報告事項第1号の方ですが。私が受け持ちの範囲の中に入っておりますので、ちょっとご質問させていただきますけども。面積的には少ないんですけども。これは何か、畑ですから野菜類か何か作られてて、お返しした方が引き続き何かを作ると云う確約があるのか。荒れてしまっちゃうのか。そこら辺のところは。行って見れば分かると思うんですけども。ご存じであれば教えて頂きたい。</p> <p>はい。説明をお願いします。</p> <p>先ずですね、場所ははわい長瀬——ですから、位置的には新川集落の、ほんのすぐそばになりますね。借人の方なんですけども、この方は相続で受けた方でして。先代、お父さんがそもそもは借りておられた土地でありまして。耕作をしておられたんですけども。耕作されなくなって、そのうちお父様、お亡くなりになってしまっ。契約が残っている事も知らないまま来てたんですけども。</p> <p>じゃあ、荒れてる。</p> <p>ええ、荒れている状態です。それを、契約残っているのは都合が悪いですから。お互いちゃんとしよう云う事で解約の手続きがなされたものであります。</p> <p>分かりました。</p> <p>はい。その他お尋ねはございますか。それでは無い様でございますので、これを持ちまして報告事項を終わります。</p> <p>それでは、その他に入ります。先ず3月定例総会。このことについてお諮りを致します。説明</p>
-------	--	---

